

秋田県産農産物統一キャッチコピー・ロゴマーク使用取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、秋田県産農産物統一キャッチコピー・ロゴマーク（以下「統一ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(用途)

第2条 統一ロゴマークの用途は、次に掲げるものとする。

- (1) 秋田県内で生産された農林水産物又はこれらを原材料の全部又は一部に使用する加工食品（以下「県産農産物等」という。）の出荷又は販売において使用するとき。
- (2) 県産農産物等を原材料の全部又は一部に使用する外食の提供において使用するとき。
- (3) 広報の目的で使用するとき。
- (4) その他知事が適当と認めたとき。

(使用の届出)

第3条 統一ロゴマークを使用しようとする者は、秋田県産農産物統一キャッチコピー・ロゴマーク使用届（別記様式）をあらかじめ知事に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 秋田県内の地方公共団体が使用するとき。
- (2) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。
- (3) その他知事が適当と認めたとき。

(使用料)

第4条 統一ロゴマークの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第5条 統一ロゴマークを使用する者は、別添デザインガイドラインに定められた使用方法を遵守しなければならない。

(使用の中止等)

第6条 知事は、統一ロゴマークの使用に関し、次の各号のいずれかに掲げる場合に該当すると認めるときは、その使用を差し止め、又は中止させることができる。

- (1) 秋田県及び県産農産物等の信用、品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 統一ロゴマークを正しい使用方法に従って使用しない、又は使用しないおそれのあるとき。

- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (5) その他知事が統一ロゴマークの使用について不相当と認めたとき。

(使用状況の調査等)

第7条 知事は、統一ロゴマークの適正な活用を図るため必要と認めた場合、統一ロゴマークの使用状況について調査し、又は統一ロゴマークの使用者に対し報告を求めることができる。

(使用者の責務)

第8条 統一ロゴマークが表示されたものに関する事故、苦情が発生した場合、一切の責任は統一ロゴマークの使用者に帰するものとし、統一ロゴマークの使用者は誠意をもって必要な措置を講じなければならない。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、統一ロゴマークの取扱いについて必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年9月1日から施行する。